

行政苦情・人権相談所 開設—10月16日—

役所に対して苦情や、相談、意見があるが、どうも申し出にくいとか、どこへ申し出たらよいかわからない方、更に家庭内の問題でお悩みの方は次により相談所を開設いたしますのでお気軽においでください。

1. 日 時 10月16日(木) 午前10時から
午後3時まで

2. 場 所 中之島公民館

3. 相談内容 ①行政相談 ②法律人権相談 ③心配ごと相談

◎ 相談については個人の秘密は厳守されます。

杉之森遺跡発掘 調査作業員募集

杉之森遺跡の一部が、北陸高速自動車道の道路敷地にかかるため、県教育委員会では、建設工事が始まる前に遺跡の発掘調査を行うことになりました。

つきましては、つぎの条件により作業員を募集していますので、ご協力をお願いいたします。

●調査場所 杉之森薬師寺裏手

●調査期間（雇用期間） 昭和50年10月13日～12月12日

●作業時間 8時45分から午後5時まで

●作業内容

決められた区画をシャベル、移植ゴテなどで堀り下げ、土器等の破片が出土したら調査員に連絡する。その他、土の運搬等

●賃金

男 2,700円、女 2,500円

●雇用人員

30名位（65歳位までの健康な方なら男・女を問わず）

●申込先（〆切9月30日）

中之島村教育委員会

糖尿病教室を開設

近年、糖尿病の人が増加しており、中之島村にも60余名の患者がおられます。

そこで今年も、病気について正しい知識を持つてもらうこと食事内容について理解してもらうこと、を目的に糖尿病教室を開きます。患者の方や患者の家族の方はもちろんのこと、一般の方も気軽に参加してください。

日時 9月22日(月) 午前9時～11時30分

場所 村公民館・視聴覚教室

内容 食事のとりかたについて

交通安全スローガン募集

全日本交通安全協会では交通安全運動の一環として、「交通安全年間スローガン」を募集しています。

〔募集期間〕昭和50年9月22日～10月1日(消印有効)

〔募集部門〕◎運転者むけ（シートベルト、ヘルメット着用のよびかけも含む）

◎歩行者むけ ◎こどもむけ

〔応募資格〕運転者・歩行者むけ……一般・年齢不問（住所、氏名、年齢、職業を明記）

こどもむけ……小・中学生に限る（学校名・所在地、学年・氏名を明記）

●普通はがきに一部門・一スローガン（自作・未発表のもの）枚数に制限なし

〔送り先〕東京都中央郵便局私書箱38号(〒100-91)

毎日新聞東京本社事業部

「交通安全年間スローガン」係

〔賞〕運転者・歩行者むけ……内閣総理大臣賞状と賞金（10万円）佳作30点賞状と賞品（各5千円）

こどもむけ……内閣総理大臣賞状と賞品（3万円相当）受賞児童または在学校に記念品（7万円相当）佳作15点賞状と賞品（5千円相当）

昭和50年度 後期技能検定と技能五輪県予選があります。
希望者は9月末日まで村商工会へ。



この燈籠押しは、中之島の諏訪神社の祭礼行事として毎年八月二十五日の宵宮に燈籠神事押しが行われております。明治なつたものです。

交通が緩和されたいを復活させようではないか……』という意見がまとまり今年の押し合いとされたことから「昔ながらの燈籠を奉納しバスの開通により八号線の開通により八号線の

はまつたものが、国道見附バイパスの開通により八号線の

が得られなくなり、昭和三十七年からは燈籠押し休止されていました。

ところが、国道見附バイ

続いていましたが、行事を行なう国道八号線が戦後の急速な産業の振興と経済の高度成長に伴い、自動車交通の渦と化したため使用許可が得られなくなり、昭和三十七年からは燈籠押し休止されていました。

ところが、国道見附バイ

広報

なかのしま

9月号 南蒲原郡中之島村役場



変貌す秋



今月の納税 ▽軽自動車税（9月期随時分） ▽保育料（9月分）



人口のうごき

9月1日現在

() 内は8月1日との比較
人口 11,284人 (-30)
男 5,535人 (-12)
女 5,749人 (-18)
世帯数 2,194 (+10)

「語りあおう老後のしあわせ」

九月十五日は
「敬老の日」

国民年金がさらに充実

世界各国のトップクラスになり、人口の老齢化が加入者の老後の所得保障老後の生活ができるようした。その主な内容をお

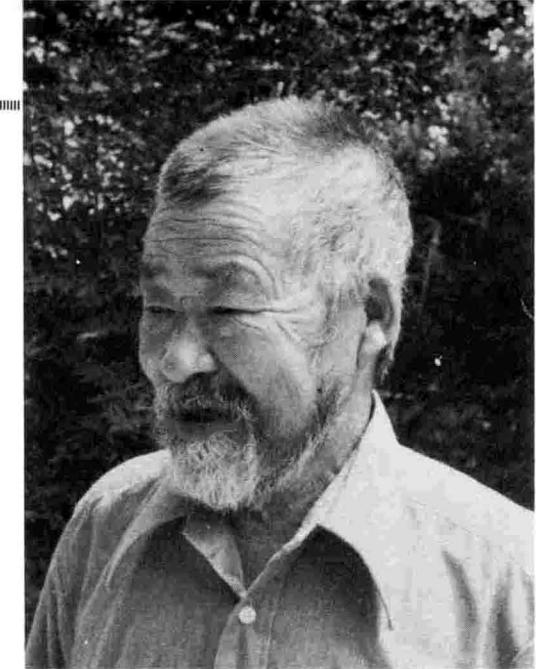
男七十一歳、女七十六歳
段と進んでいます。
さらに充実し、安心して
大巾な改善がはかられま
らせします。

いまなら間に 失いかけた

受給権を確保していない人は、この特例納付することで受給権がよみがえりますし、また、受給権を確保している人で未納期間のある人も、未納期間を穴埋めすることにより満額の年金を受けることができます。

ぜひ、この機会にあなたの受給権を確保されるようおすすめします。

区分	主な改善事項
福祉年金	<p>1. 年金額の引上げ (50.10実施)</p> <p>ア. 老齢福祉年金 (月額) 7,500円→12,000円</p> <p>イ. 障害福祉年金 (月額) 1級 11,300円→18,000円</p> <p>（月額）2級 7,500円→12,000円</p> <p>ウ. 母子・準母子年金 (月額) 9,800円→15,600円</p> <p>エ. 老齢特別給付金 (月額) 5,500円→ 9,000円</p>
拠出年金	<p>1. 年金額の物価スライド (50. 9実施) 基本年金額×1.415 25年納付の場合 23,220円→28,300円 (おおむね前年比21.8%増となる)</p> <p>2. 基本年金額の引上げ (50.10実施) 5年年金のみ上記スライド後10月 から月額 11,320円→13,000円</p> <p>3. 保険料の引上げ (51. 4実施) 定額保険料 1,100円→1,400円</p> <p>4. その他 特例老齢年金の支給期限の改正 65才～70才まで→65才から終身 まで支給</p>



県消防大会 上位分団堂々準優勝 小型ポンプ操法競技

台風6号通過明けの8月24日、一面に澄みわたった青空のもとで、第26回県消防大会が上越市において開催されました。

みなさんには、広報でおしらせしたように、この大会には三南地区を代表して上通分団が出場しました。

大会は、午前9時半から開会式が行われ、席上消防功労者の表彰があり、本村からは功績章の上通分団長鈴木栄一郎氏をはじめ52名が表彰されました。午後からは、君県知事をはじめ県内各地の消防関係者ら3千人が参加し、ポンプ操法競技が実施されました。

県内各地の消防署、消防団から29チームが出場した中で、本村の上通分団は2ヶ月余りの訓練成果を十分



〔出場選手〕
指揮者 鈴木 孝雄
1番員 高橋 栄一
2番員 田辺 良太
3番員 大竹 敏雄
4番員 鈴木 正
困りますが、いつ
きりですね。

二、支給対象障害者

(1) 日常生活に常に介護を要する程度の身体障害者（身体障害者手帳一級および二級の一部を含む）

(2) 長期にわたる安静を必要とする症状の療養者

(3) 日常生活において常に監・介護を要する精神障害者

(4) 日常生活において常に介助または介護を要する精神および身体の障害をあわせてもつて者。

三、手当額 月額一人 四千円

四、支給月 一月、五月、九月

五、所得制限（下図参照）

所得限制表

県制度による 老人と重度心障者が 県外の医療機関で

**在宅重度障害者
に**

今まででは国民健康保険の被保険者が、医科、歯科、調剤等にかかった場合の一 般診療費については、県内医療機関の受診はもちろんのこと、一部県外医療機関の受診の場合についても現物支給扱い（村が本人の支払いに代つて医療機関に支払うこと）が行われてきましたが、九月以降から県外医療機関に係る診療費については、全て償還払い扱い（本人が、

一旦診療費を医療機関に支払ったのち、その受領証によつて村へ申請し、支払いを受けるもの）に改められました。

したがつて、九月以降から県外で受診される場合は、次によつて受診等をされてください。

受診の順序

①受診する場合は、医療機関の窓口

印などをもらい、本人が記入すべき事項を記入し捺印して、村へ申請してください。

③ 診療費の償還払いは、審査のうえ支払うこととなりますのでおおむね申請の翌月末となります。

◎ 医療費助成申請書は、村住民福祉課に用意してありますので必要の都度お申し出ください。

(1) 精神および身体に重度の障害を有する者で、常時介護を要すること。

(2) 在宅の障害者で廃疾を事由とする他の制度による給付を受けた者（第1号被扶養者）

なりましたので該当
一日まで手続きをす
は次のとおりです。
社課へおたずねくだ

自治功労者表彰
山崎氏ほか3名

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正により昭和五十年四月一日現在戦没された方々の遺族で、公務扶助料遺族年金等の受給者がいないときは、戦没者の妻子または兄弟姉妹に新たに二十万円（十年償還無利子）が支給されることになりました。

支給の条件は、昭和五十年三月三十一日までに、公務扶助料遺族年金等を受給していた人が死亡等により失権し、他にこの年金等を受給するとのできる人がいない次の遺族の方々が支給条件に該当します。

一、特別弔慰金（三万円の国債）を受給した遺族（受給した人が死亡した場合も対象となり

二、昭和十六年十二月八日以後の戦没者の遺族で、弔慰金を受給した人がおり、特別弔慰金（三万円の国債）を請求し難った遺族

三、昭和十二年七月七日から十六年十二月七日までの間の戦没者の遺族

※この二十万円の特別弔慰金は遺族の請求により支給されることがあります。村



5年ごと 国と郷土を みなおす日

十月一日には、全国一斉に国勢調査が行われます。

- 裏にごはんつぶや 스스など
が着かないようにしてください。

▼ 調査票の記入について

 - 必ず黒鉛筆で記入のこと。
 - 答をマークで記入するところは、わくいっぱいに横線をはっきり記入のこと。
 - 答を文字又は数字で記入するところは、点線のわく(-----)からはみ出さないように記入してください。
 - 誤つて記入したときは、消しゴムでよく消してください。

東京都に在住の小黒義夫さんから、大字中之島出身者である亡母「小黒ミナさん」名儀で十萬円のご寄附を頂きました。生前「ミナさん」がこよなく愛した中之島村のために、それも老人福祉事業のために役立たせてもらいたいとの志。村ではさつそく「老人福祉事業」に役立たせて頂きます。

「老人福祉」に役立てて
十万円を寄付



○良いマークの例

(標準のマーク)

ほんの少しづく
からはみ出して
いる場合

細い又は厚い

短い

横線以外の
マーク

2ミリメートル
(マークねこの
横線の半分の長
さ)以上わくか
らはみ出でて
いる場合

イニキ、ボーランなど
駆逐艦等の機体

第3回 総合体育祭 10月 10・12日

=スポーツで健康な村づくり=

第三回総合体育祭が10月10日と12日の2日間にわたりて開催されます。今年は、選手が二種目の競技に参加できるように2日間の日程とされています。

テーマを“スポーツで健康な村づくり”とし、村民のみなさんから終日、スポーツを楽しんでいただけるよう計画しています。個人または、地域の仲間や職場でチーム編成の上、多数参加してください。

資格……村民または村内の事業所につとめている人

申込期限…10月3日(金)

申込場所…村教育委員会

日 程

10日…柔道、剣道(小・中・一般) 篷球
(中・一般)

12日…バレーボール、バドミントン、卓球
(婦人、中学、一般)

詳しいこと、不明な点は教育委員会へどうぞ。

なお、9月下旬より各種目ごとにスポーツ教室を計画しておりますので、ふるって参加ください。

村内一周駅伝大会

こども11月2日

学校、地域、職場でチーム編成の上多数参加ください。出場資格は中学生、青年、一般です。

コースは昨年と同じく、横浜—藤田工場—役場までの全長26.6キロメートルで7区間となっています。

参考…昨年の優勝タイム

1時間30分54秒

社会人選抜野球大会

△△△9月28日に変更△△

菊花展のご案内

期間 11月5日～9日

場所 村公民館

出品作品 大菊、盆栽、けんかい、その他

野球
優勝 中野わかばA

A

父兄のほうが熱心な少年球技大会

野球
優勝 ヤングホープス(中之島)

二位 中通わかたけ、上通ウイニングス

二位

野球
優勝 ポートボーレ

二位

野球
優勝 中条エース

A

去る八月十日、中野小学校を会場に行われた少年球技大会は夏休みの炎天下で父兄をはじめ地域の指導者の熱心な指導のもとに鍛えられた技と力で、チビッコ選手たちは斗志に燃えた好ゲームを開きました。成績はつぎのとおり。

三位 中通わかたけA、上通若葉
敢斗賞 信条A

三位

野球
優勝 フレンチシップ(中之島)

二位

野球